

## かごしま食と農の県民条例

平成 17 年 3 月 29 日

条例第 2 号

改正 令和 7 年 3 月 11 日 条例第 9 号

かごしま食と農の県民条例をここに公布する。

### かごしま食と農の県民条例

鹿児島県の農業及び農村は、歴史と伝統の中で、先人の優れた技術とたゆみない努力により、シラス等の特殊土壌や台風などの自然災害を克服しながら、人間の生命の維持に欠くことのできない食料の生産はもとより、県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の継承など、県民に生活の安定と潤いのある環境及び豊かな鹿児島の心を育んできた。

また、南北に広がる県土や温暖な気候、広大な畑地などの特性を生かして、畜産、園芸を中心に多様な生産活動が行われており、食品関連産業とも連携した本県経済を支える基幹産業となっている。

しかしながら、近年、国際化、情報化の進展や過疎化、高齢化、担い手不足の進行など、農業及び農村を取り巻く環境は大きく変化しており、鹿児島県の農業及び農村を守り、育てるための取組が一層強く求められている。また、食品の安全性の確保に対する関心の高まりや食に関する知識の不足等を背景として、食の安全や健全な食生活の実現に向けた一層の取組が求められている。

このため、食、農業及び農村の果たす役割に対する県民の理解を深め、地域の特性を生かし、環境に配慮した安全で安心な農畜産物の安定的な供給を図り、農業の担い手の育成や農業資源を確保しながら生産条件の整備を行うことにより、活力あふれる心豊かな農村社会の建設と県民の健康で豊かな生活の向上を目指し、生産から消費までの各段階における主体的な取組を行っていくことが重要である。

ここに、県や農業者及び農業団体、食品関連事業者や県民の自ら負う責務や役割を定め、広く県民に食、農業及び農村に関する施策の方向性を示すとともに、目標を定め、実効性ある施策を展開するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本県における食、農業及び農村に関する施策について、目標及びその実現に向けた基本となる事項を示し、これを総合的かつ計画的に推進することにより、食、農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した農業の持続的発展、活力あふれる心豊かな農村社会の建設及び県民の健康で豊かな生活の向上を図ることを目的とする。

(食、農業及び農村の振興の目標)

第2条 県は、次に掲げる目標のもとで食、農業及び農村の振興を図るものとする。

- (1) 食、農業及び農村の果たす役割について県民の理解が深められるとともに、県民に安全で安心な農畜産物が安定的に供給されること。
- (2) 農業の担い手及び農地、農業用水その他の農業資源が確保されとともに、地域の特性を生かした農畜産物の生産振興及び産地の育成が図られ、将来にわたり農業が持続的に営まれること。
- (3) 農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている農村について、地域の特性に応じた豊かで住み良い生活環境及び農業の生産条件の整備が図られること。
- (4) 県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の継承等の農業及び農村が果たしている多面的機能が十分に発揮できること。

(県の責務と役割)

第3条 県は、食、農業及び農村の振興を図るため、地域の特性に配慮しながら、国、市町村、農業者、農業団体、食品関連事業者、消費者、教育機関等と連携し、総合的に施策を推進するものとする。

(農業者及び農業団体の責務と役割)

第4条 農業者及び農業団体は、食、農業及び農村の振興を図るため、他産業等との連携に努めるとともに、安全で安心な農畜産物の生産及び供給並びに快適で魅力ある農村づくりに向けて、自ら主体的に取り組むものとする。

(食品関連事業者の責務と役割)

第5条 食品関連事業者は、県内産農畜産物を利用した安全で安心な食品の供給を進めることにより、食、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、地産地消（県内産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。第10条第2項において同じ。）、都市と農村の交流活動への参加等を通じて、食、農業及び農村に関する理解を深めることに努めるものとする。

(市町村への要請及び協力)

第7条 県は、市町村に対し、食、農業及び農村の振興に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する食、農業及び農村の振興に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(食、農業及び農村の振興に関する主要な施策)

第8条 県は、第2条に掲げる目標を達成するため、主要な施策として次条から第20条までに定める施策の実施に努めるものとする。

(県民の農業及び農村に対する理解の促進に関する施策)

第9条 県は、農畜産物の持続的な供給の重要性並びに農業及び農村の果たす多面的機

能についての理解の促進，農業に関する情報提供及び学習の機会の充実等の推進並びに都市と農村の交流の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

（食育及び地産地消に関する施策）

第10条 県は，県民の健康な食生活の実現を図るため，学校教育，地域社会及び家庭の場において，望ましい食習慣，食の安全，地域の食文化等に係る情報の提供その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

2 県は，地産地消の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

（安全で安心な農畜産物の安定供給及び農業資材の確保に関する施策）

第11条 県は，我が国の食料供給基地として，食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され，かつ，国民一人一人がこれ入手できる状態をいう。）の確保に資するため，次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 生産，加工，流通及び販売の各段階における履歴を確認できる情報の提供の推進に関する施策その他安全で安心な農畜産物の安定的な供給に関する総合的施策
- (2) 家畜排せつ物の堆肥化，飼料の生産の拡大その他の地域資源の活用等による農業資材の確保に関する施策

（環境への負荷の低減に関する施策）

第12条 県は，農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため，化学肥料及び農薬の低減化の促進，家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策の実施に努めるものとする。

2 県は，環境への負荷の低減に資する農畜産物の流通及び消費が広く行われるよう，消費者への適切な情報の提供の推進その他必要な施策の実施に努めるものとする。

（担い手の確保及び育成に関する施策）

第13条 県は，農業の担い手を確保し，及び育成するため，次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他の必要な施策
- (2) 経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう，経営管理能力の向上その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件の整備，家族農業経営の活性化並びに農業経営の法人化の促進に関する施策
- (3) 女性の農業経営における役割の適正な評価及び農業経営に関連する活動においてその意欲と能力を充分発揮できる環境整備の推進に関する施策
- (4) 高齢者がその有する技術及び能力に応じて，生きがいを持って農業に関する活動ができる環境整備の推進に関する施策
- (5) 集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織，委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に関する施策

（農業経営の支援を行う者の確保に関する施策）

第14条 県は、農業経営の支援を行う者を確保するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 新たに就業しようとする者その他多様な人材の確保に関する施策
- (2) 農作業の受託，農作業を行う人材の派遣，農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に関する施策  
(農地の有効利用及び確保に関する施策)

第15条 県は、農業生産に必要な農地の有効利用及び確保を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 農業の担い手に対する農地の利用の集積及び集約化に関する施策
- (2) 農地の適正かつ効率的な利用の促進に関する施策
- (3) 農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する施策
- (4) 荒廃農地の発生防止及び解消に関する施策  
(農業生産の基盤の整備及び保全に関する施策)

第16条 県は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保するとともに、災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにするため、地域の特性に応じて、環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大，水田の汎用化，農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策の実施に努めるものとする。

(生産振興，販売，流通等に関する施策)

第17条 県は、地域の特性を生かした農畜産物の生産振興，販売，流通等の促進を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の的確な把握及びこれを生かした生産の拡大に関する施策
- (2) かごしまブランド（全国的に評価の高い県内産の農畜産物をいう。）の確立及び産地の育成に関する施策
- (3) 南北600キロメートルの県土の広がりや気象条件等の本県の特色を生かした農畜産物の生産振興に関する施策
- (4) 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立，多様な需要に対応した個性ある加工食品の開発及び製造の促進並びにその加工食品についての情報発信に関する施策
- (5) 県内産農畜産物及びその加工食品（以下「県内産農畜産物等」という。）のイメージアップ，付加価値の向上，販路拡大及び流通の効率化に関する施策
- (6) 県内産農畜産物等の輸出の促進に関する施策
- (7) 観光産業及び外食産業との連携による県内産農畜産物等の利用促進に関する施策  
(生産性向上に関する施策)

第 18 条 県は、農業生産性の向上を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 国、独立行政法人等の試験研究機関、大学、民間等と連携した試験研究を行うことによる、家畜の改良増殖及び農作物の新品種の研究開発、環境への負荷の低減に資する農業技術及び気候の変動に適応した農業技術の開発の推進並びにそれらの成果の普及並びに試験研究体制の整備に関する施策
- (2) 情報通信技術その他の先端的な技術を活用した農畜産物の生産、加工又は流通の方式の導入の促進に関する施策
- (3) 地域の農業を支える農業者の育成並びに地域の特性を生かした農業及び農村の振興を図るための普及活動の内容及び体制の充実強化に関する施策
- (4) 動植物の防疫体制の充実強化その他の家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物の発生の予防及びまん延の防止に関する施策  
(農業災害防止等に関する施策)

第 19 条 県は、特殊土壌、桜島の降灰、台風等による農業災害の防止及び軽減を図るための施策並びに農業保険（農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 2 条第 1 項に規定する農業共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）への加入の促進及び被災農家の農業経営を支援する農業制度資金等の活用の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

(農村振興に関する施策)

第 20 条 県は、快適で魅力ある農村地域、中山間地域及び離島地域の振興を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 農村地域、中山間地域及び離島地域の生産基盤と生活環境の整備に関する施策
- (2) 農業及び農村が果たしている多面的機能が発揮されるよう、農業の担い手及びそれ以外の多様な農業者並びに農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動の促進に関する施策

2 県は、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の就業機会の増大を通じ、地域の農業の振興を図るため、これらの者がその有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環境整備に必要な施策の実施に努めるものとする。

3 県は、鳥獣による農業及び農村の生活環境に係る被害の防止のため、鳥獣の農地への侵入の防止、捕獲した鳥獣の食品等としての利用の促進その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

(基本方針の策定)

第 21 条 知事は、食、農業及び農村の振興に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、概ね 10 年間を期間とする基本方針を策定しなければならない。

2 基本方針は、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値及び実施する施策について定めるものとする。

- 3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、県議会の議決を経るものとする。
- 4 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
(施策の実施状況の報告等)

第22条 知事は、毎年、県議会に食、農業及び農村の動向並びに食、農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果に関する報告書を提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 知事は、5年ごとに、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値の達成状況を公表するものとする。  
(財政上の措置)

第23条 県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第18条の規定による基本方針は、この条例の公布の日から概ね1年以内に策定されなければならない。
- 3 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、食、農業及び農村の振興を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。

#### 附 則(令和7年3月11日条例第9号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。